

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時35分)

日程第2「議案第10号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第10号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,168万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,177万8,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。今回の補正は、保険給付費における療養給付費や高額療養費が減ったことによる減額と、新型コロナウイルスの影響による国保税の減免にかかる財源補正が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税でございます。節1医療給付費分現年度課税分は、新型コロナウイルスの影響による国保税の減免額304万3,000円の減額となります。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金でございます。節1保険給付費等交付金(普通交付金)は、歳出の療養給付費等に合わせて8,000万円を減額するものでございます。節2保険給付費等交付金(特別交付金)につきましては、新型コロナウイルスの影響による国保税の減免額の補助として、県より10分の4の負担で145万4,000円。最下段にあります災害等臨時特例補助金として、国より10分の6の負担と合わせまして、10分の10の補助になってございます。

款 5 繰入金、項 1 一般繰入金、目 1 一般繰入金でございます。節 1 保険基盤安定繰入金は、192万5,000円の減額となります。保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県 4 分の 3、町 4 分の 1、保険者支援分として国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 の負担割合となり、一旦、一般会計で国費・県費を受け入れ、町負担分を加えて繰り入れるものでございます。

款 8 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 災害等臨時特例給付金、こちらは新型コロナウイルスの影響による国保税の減免額の補助として、182万6,000円でございます。

次の10ページ、11ページをお開きください。歳出について御説明いたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、電算システムの改修費でございます。節18負担金補助及び交付金は、税制改正に伴う国保システムの改修費18万7,000円でございます。目 2 団体負担金につきましては、神奈川県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。節18負担金補助及び交付金は、国保連合会とつながる国保ラインシステムの改修費 6 万6,000円でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 3 一般被保険者療養費、節18負担金補助及び交付金につきましては、給付見込みにより7,000万円減額するものでございます。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、節18負担金補助及び交付金につきましても、給付見込みにより1,000万円減額するものでございます。

款の 9、項の 1、目 1 ととも予備費につきましては、歳入歳出の差額を計上させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第10号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。